

滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰実施要項
【業務委託（建設コンサルタント）版】

（趣旨）

第1 この実施要項は、滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰要領【業務委託（建設コンサルタント）版】（以下「要領」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象者の年齢の基準日）

第2 要領第4（2）の基準日は、表彰年度の4月1日とする。

（推薦者および推薦期間）

第3 要領第5の推薦は、滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰【業務委託（建設コンサルタント）版】推薦書（別紙様式11号）により提出するものとする。

2 要領第8に定める推薦の時期および期間は、毎年度、別途定め、ホームページ等で広報する。

（選考方法）

第4 被表彰者の選考の方法は次のとおりとする

- （1）滋賀県県土整備部における表彰等の候補者等審査委員会設置要綱（平成25年6月17日制定）に基づく審査委員会が審査する。
- （2）審査委員会は、要領第5の推薦書をもとに、表彰対象者が従事した委託業務の委託業務等成績評定表、取組姿勢、技術力の向上に対する意欲などを評価し、被表彰者を選定する。
- （3）被表彰者の人数については、毎年度に別途定める。

（表彰者の資格確認等）

第5 要領第3（1）の刑罰等は、刑罰等確認書（別紙様式12号）により提出するものとする。

2 要領第4（3）の事故等の無い期間は、「事故等」および「瑕疵修補又は損害賠償」に関する証明書（別紙様式13号）により証明するものとする。

付則

この要項は、令和7年9月17日から施行する。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。